

鴻巣行田北本環境資源組合
環境影響評価書作成業務委託発注仕様書

平成28年度

第1章 総則

1.1 業務の目的

本業務は、鴻巣行田北本環境資源組合（以下「事業者」という。）が策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき実施する予定の一般廃棄物処理施設の整備事業に際し、埼玉県環境影響評価条例（平成6年埼玉県条例第61号。以下「環境影響評価条例」という。）に基づき、周辺環境の現状を把握するとともに、予め環境に及ぼす影響の内容及びその程度について予測・評価を行い、さらに必要に応じて環境保全措置を検討することにより、良好な環境の保全を図りつつ、事業の円滑な実施を推進するための基礎に資することを目的として行う。

1.2 委託件名

鴻巣行田北本環境資源組合環境影響評価書作成業務委託

1.3 委託場所

埼玉県鴻巣市郷地及び安養寺地内ほか

1.4 契約期間

契約締結の日から平成31年3月15日（金）まで

1.5 支払い方法

平成28年度及び平成29年度に履行し部分引渡しをした業務について、年度ごとに部分引渡しに係る業務委託料を支払うものとする。

1.6 主任技術者及び照査技術者

1.6.1 主任技術者及び照査技術者の選任

受託者は契約の履行に関し、調査業務の技術上の管理及び統括等を行う「主任技術者」及び成果物の内容の技術上の照査を行う「照査技術者」を定め、委託者に通知しなければならない。この者を変更したときも同様とする。

1.6.2 主任技術者及び照査技術者の資格

受託者は、主任技術者を、過去に環境影響評価条例第2節の規定に基づく環境影響評価準備書の作成を受託者として行った実績、又は他の自治体において同等の業務を受託者として行った実績を有し、これを適正に履行した事業に技術者として参加した経験を持つ者の中から定めなければならない。

なお、同等の業務に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第3項、第9条の3第1項及び第15条第3項の規定に基づく生活環境に影響を及ぼす影響についての調査は含まれないものとし、履行実績の対象となる事業は、以下の2点を両方満たすものとする。

- ① 平成13年4月1日以降公告日までの間に評価準備書を発行した事業
- ② 廃棄物処理法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設（可燃ごみ処理施設に限る。）、又は同施行令第7条13の2に規定する産業廃棄物の焼却施設に関する事業

1.6.3 主任技術者と管理技術者の兼務

主任技術者と契約約款に定める管理技術者は兼ねることができる。

主任技術者と照査技術者は兼ねることができない。

1.6.4 関連する他の業務への協力

関連する他の業務がある場合、受託者又は主任技術者は、主任技術者及び担当技術者に対する指示、承諾、協議、業務の進捗状況の確認、仕様書に示された内容の履行状況等を確認するため、委託者が定める「監督員」の指示により、他の業務の受託者と十分協議の上、相互に協力しつつ、業務を実施しなければならない。

第2章 委託範囲

2.1 委託概要

本事業は、本仕様書によるほか、環境影響評価条例及び同施行規則（平成7年埼玉県規則第98号）並びに埼玉県環境影響評価指針（平成11年告示第1158号）その他参考資料に基づき、実施する。また、法令等は最新のものを用いる。

2.1.1 委託範囲

(1) 環境影響評価調査計画書手続き

環境影響評価条例第4条第1項に規定する環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）の作成

調査計画書の作成に関連して行う調査、県事前協議、住民説明会の実施及び環境影響評価技術審議会への対応等

(2) 環境影響評価準備書手続き

環境影響評価条例第9条に規定する環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成
準備書の作成に関連して行う調査、県事前協議、住民説明会の実施及び環境影響評価技術審議会への対応等

(3) 環境影響評価書手続き

環境影響評価条例第18条第1項に規定する環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成

評価書の作成に関して行う調査等の実施

(4) その他関連作業

上記(1)から(3)までに関連して行う打合せのほか、資料作成等

2.1.2 法令、条例等の順守等

受託者は業務の実施にあたっては、下記に示す関連する法令等を順守しなければならない。

- 1) 環境基本法
- 2) 循環型社会形成推進基本法
- 3) 廃棄物処理法
- 4) 容器包装リサイクル法その他リサイクルに関する法令
- 5) ダイオキシン類対策特別措置法
- 6) 大気汚染防止法
- 7) 水質汚濁防止法
- 8) 土壌汚染対策法
- 9) 騒音規制法

- 10) 振動規制法
- 11) 悪臭防止法
- 12) 都市計画法
- 13) 建築基準法
- 14) 計量法
- 15) 埼玉県及び構成市による環境関連条例等
- 16) 上記法令に係る施行令及び施行規則等
- 17) その他、関連する諸法令、関係通知及び諸基準

2.1.3 官公署等への手続き

受託者は、業務に必要な関係官公署等への手続きは、迅速に処理しなければならない。これらの諸手続きに要する費用は受託者の負担とする。

2.1.4 第三者の土地に立ち入る場合の手続き

本業務の実施にあたって調査等のため第三者が所有する土地にある植物の伐採、さく等の除去又は工作物を一時使用する必要がある場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、委託者がその承諾を得るものとする。この場合において、また、委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。これらの諸手続きに要する費用は受託者の負担とする。

2.1.5 安全対策

業務遂行にあたっては、安全を第一とし、万一第三者に損害を与えたときは、速やかに受託者の負担で処理し、監督員に報告すること。

2.2 軽微な変更

業務の実施にあたり調査現場等の都合により、調査方法の軽微な変更が生じたときは、監督員と協議する。この場合、変更による契約金額の増減は行わない。

2.3 成果物及び資料

2.3.1 成果物及び資料の帰属

本業務の過程で作成した成果物及び資料等はすべて委託者に帰属する。

2.3.2 成果物及び資料の公開

受託者は、業務の遂行に必要な場合を除き、監督員の承諾なく成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧、貸与又は譲渡してはならない。

受託者は、成果物又は資料等について、第三者から公開するよう求められた場合は、監督員の承諾を受けること。

2.3.3 成果物の修正

受託者の責に帰すべき理由により成果物等に不備、不完全がある場合は、引渡後であっても受託者の負担と責任で直ちに修正すること。

2.4 業務内容の協議及び解釈

2.4.1 明記されていない事項

この仕様書及び契約書並びに契約約款に明記されていない事項で、業務遂行上必要な事項につ

いては、監督員と協議をする。

2.4.2 疑義が生じた場合

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合の解釈については、監督員の指示に従うこと。

2.5 着手

2.5.1 業務の着手

受託者は、契約約款の規定に基づき契約後14日以内に提出する業務工程表に次の書類を添付すること。

- ① 委託着手届
- ② 主任技術者通知書・照査技術者通知書（経歴書添付）
- ③ その他必要な書類

2.5.2 実施計画書

受託者は業務の実施に先立ち、次の事項について記載した実施計画書を作成し、監督員の承諾を得ること。

- ① 業務の手順、業務内容等の全体計画
- ② 業務工程表
- ③ 事業組織表
- ④ 緊急時の体制

2.6 現地調査

2.6.1 現地調査の実施

(1) 現地調査要領書

受託者は、現地調査の実施にあたり、調査種別ごとに、調査事項、調査方法、調査日程、調査地点、担当者、使用する機材等その他現地調査実施の詳細について具体的に記載した現地調査要領書を作成し、監督員の承諾を得ること。

(2) 現地調査報告書

受託者は、現地調査要領書に基づいて現地調査を実施した後、現地調査報告書を作成し、監督員に報告すること。なお、現地調査に関する作業日報等、関係書類を整理し、随時監督員が点検できるようにしておくこと。

(3) 現地調査用機械器具等

現地調査用の機械器具及び仮設物等は、各調査に適するものを使用し、測定中の機器の保全に万全を期すこと。検定の対象となっている観測機器は、検定に合格したものを使用すること。また、監督員が不適切と判断したものは取り替えること。

(4) 現地調査の立合い

実施後容易に確認できない調査又は監督員が指示する調査は、監督員の立合いを受けること。

(5) 記録写真

現地調査の実施状況を撮影し、記録写真としてまとめること。

(6) 調査結果等

発注者が分析結果に異常を認めた場合には、受託者に対して再分析を指示することができることとし、この場合の費用は受託者の負担とする。

2.6.2 再委託

- ① 受託者は、現地調査業務における総合的な企画、判断及び調査業務遂行管理（以下「主要部分」という。）を、協力会社に再委託することはできない。
- ② 受託者は、主要部分を除く調査業務の一部を協力会社に再委託するにあたっては、当該調査業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。ただし、協力会社が鴻巣市、行田市及び北本市のいずれかの競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- ③ 受託者は、現地調査業務の再委託の前に、協力会社の調査業務執行体制、経歴等の概要を作成し、監督員の承諾を得ること。
- ④ 受託者は、協力会社に対し調査業務の実施について適切な指導及び管理を実施しなければならない。

2.7 打合せ及び記録等

2.7.1 監督員との連絡

受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、監督員と密接に連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正さなければならない。

2.7.2 監督員への報告

受託者は、調査業務の進捗状況に応じて、業務ごとに監督員へ適宜報告をし、十分な打合せを行うものとする。

2.7.3 打合記録簿の作成

受託者は、監督員と打合せを行った都度、その内容について受託者が書面（打合記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。また、関係官公署等との打合せを行った場合についても、その内容を書面（打合記録簿）に記録し、監督員に報告しなければならない。

2.7.4 進捗状況の報告

受託者は、監督員が必要に応じて進捗状況等の報告を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

2.8 中間報告

受託者は、平成 28 年度及び平成 29 年度の業務を遂行した後、当該年度において部分引渡しをした業務の内容を記載した中間報告書を作成し、監督員の承諾を得ること。

2.9 委託完了報告

受託者は、全ての業務が完了したときは、速やかに委託完了届を提出すること。

第 3 章 業務の内容

3.1 環境影響評価調査計画書（以下、調査計画書）手続き

3.1.1 調査計画書の作成

(1) 地域特性の把握

地域の現況把握、調査等の項目及び方法の選定並びに環境保全措置の検討等のため、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、既存資料の収集整理及び必要に応じて現地踏査等により把

握する。調査の対象項目は、表 3-1-1(1)及び表 3-1-1(2)に示すとおりである。

表 3-1-1(1) 地域特性の把握項目（社会的状況）

行政区画	<ul style="list-style-type: none"> 市町村・字境界、校区等
人口及び産業の状況	<ul style="list-style-type: none"> 年齢別人口の状況、人口動態、人口密度、世帯数等 農業、商業、工業等の産業別構成状況及び就業人口、品目別生産量、製造品出荷額等
土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用状況、法令に基づく用途区分の状況、市街地等集落の分布状況等
河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 井戸及び湧水の利用状況、利水状況、河川等の漁業権の設定状況等
交通の状況	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通及び交通事故の状況、鉄道、空港及び港湾の利用状況等
学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> 学校、病院、文化施設、福祉施設等の分布及び利用状況
下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況	<ul style="list-style-type: none"> 上水道、下水道の普及状況、公園、緑地、廃棄物処理施設等の分布状況等 道路交通の状況（既存交通量調査結果等）及びバス路線並びに鉄道網の状況等
環境の保全を目的とする法律、条例等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況及び環境保全に係る計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令における指定、規制等の状況、環境保全に関する計画等の状況等 災害防止に関する地域等の状況

表 3-1-1(2) 地域特性の把握項目（自然的状況）

大気質、騒音、振動、悪臭、気象その他の大気に係る環境の状況（環境基準の確保の状況を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 大気質、騒音、振動、悪臭、気象その他の大気に係る環境の状況（既存測定結果等）、及び環境基準や各種規制基準の達成状況等 発生源の状況等
水質、底質、水象その他の水に係る環境の状況（環境基準の確保の状況を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 水質、底質、その他の水に係る環境の状況（既存測定結果等）、及び環境基準や各種規制基準の達成状況等 発生源の状況等 河川・湖沼・地下水・湧水等の分布状況及び自然性の高い水辺地の状況
土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染、地盤沈下に係る状況（既存測定結果等）、及び環境基準や各種規制基準の達成状況等 地盤沈下及び土壌汚染に関する発生源の状況等 表層土壌の分類のほか、注目すべき土壌の状況等
地形及び地質の状況	<ul style="list-style-type: none"> 地形分類や表層地質及びボーリング柱状図のほか、注目すべき地形・地質の状況等
動物の生息、植物の生育、植生、	<ul style="list-style-type: none"> 動物の分布及び動物相のほか、注目すべき動物の状況等

緑の量及び生態系の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植物の分布及び植物相のほか、注目すべき植物の状況等 ・ 植生及び注目すべき植物群落の状況等 ・ 地域の緑の量及び生態系の特性等
景観、自然とのふれあいの場の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観資源及び眺望等の状況、人と自然とのふれあいの場の状況
文化財その他の生活環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地その他の生活環境の状況
一般環境中の放射性物質に係る環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空間線量率の状況

(2) 事業特性（対象事業の内容）の把握

別途、策定されたごみ処理施設整備に係る事業概要書等の資料を基に、環境影響評価の対象となる計画概要を把握するため、以下の項目について整理、記載する。

- ① 対象事業の種類
- ② 対象事業実施区域の位置
- ③ 対象事業の規模
- ④ 対象事業に係る工事計画の概要（主な施設の配置図、平面・断面図等含む）
- ⑤ 対象事業を計画するに至った背景及び経緯
- ⑥ その他対象事業に関する事項

(3) 環境の保全についての配慮事項等の検討及び明確化

地域特性及び事業特性を踏まえ、環境の保全についての配慮事項等について検討し、その結果及び経過を明らかにする。

(4) 調査等の項目の選定

① 環境影響要因の把握

対象事業の実施に伴う周辺環境への影響を的確に把握するため、事業特性、地域特性を勘案し、環境への影響が想定される行為（環境影響要因）を把握する。

② 調査等の項目の選定

前項で抽出された環境影響要因と環境要素との関連性をマトリックスにより検討し、環境影響の検討を行う項目を選定する。また、選定・非選定の理由についても記述する。

本業務において、現段階で想定される調査等の項目（案）は、下記のとおりである。

- 1) 大気質（気象含む）
- 2) 騒音・低周波音、振動
- 3) 悪臭
- 4) 水質
- 5) 土壌
- 6) 地盤
- 7) 動物
- 8) 植物
- 9) 生態系
- 10) 景観
- 11) 日照障害

- 12) 自然とのふれあいの場
- 13) 史跡・文化財
- 14) 電波受信状況
- 15) 廃棄物等
- 16) 温室効果ガス等

(5) 調査等の手法の設定

選定した項目について、調査、予測及び評価の手法を設定する。また、設定しなかった理由についても明らかにする。

(6) 調査計画書等の作成

事業特性、地域特性、評価項目の選定結果並びに調査等の手法の検討結果をとりまとめ、調査計画書及び要約書を作成する。

3.1.2 事前協議（県環境部局）

埼玉県環境部局と調査計画書の内容に関する事前協議を実施する。

3.1.3 住民説明会への対応

(1) 住民説明会の対応

1) 説明会資料の作成

住民説明会に使用する資料の作成を行う。

2) 説明会への出席

住民説明会に出席し、調査計画書の内容に関する技術的支援を行う。なお、住民説明会は鴻巣市・行田市・北本市及び加須市を対象として行うことを想定する。

3) 説明会開催結果報告書の作成

説明会の開催結果概要について、要点を整理する。

(2) 住民意見への対応

1) 住民意見の整理

住民説明会及び縦覧後（2週間以内）において、住民から提示された意見の整理を行う。

2) 事業者見解の作成

住民意見に対する事業者見解を作成する。

3.1.4 環境影響評価技術審議会（知事意見）への対応

(1) 技術審議会対応

1) 技術審議会資料の作成

技術審議会に使用する資料の作成を行う。

2) 技術審議会への出席

技術審議会に出席し、調査計画書の内容に関する技術的支援を行う。なお、審査会は3回を想定している。

3) 技術審議会結果報告書の作成

技術審議会の結果概要について、要点を整理する。

(2) 知事意見への対応

1) 知事意見の整理

技術審議会から提示された知事意見の整理を行う。

2) 事業者見解の作成

知事意見に対する事業者見解を作成する。

3.1.5 調査計画書（改訂版）の作成

住民意見、知事意見及びこれらに対する事業者見解を踏まえて調査画書（改訂版）を作成する。

3.1.6 打合せ・協議（発注者）

調査計画書に関する打合せ・協議を行う。基本的には初回、中間、納品時の計3回とする。

3.2 環境影響評価準備書手続き

3.2.1 環境影響評価準備書の作成

(1) 地域特性の年度更新等

調査計画書で把握した地域特性の年度更新及び考察を行う。

(2) 事業特性の更新

事業特性の概要について、最新版に更新する。

(3) 調査の実施

1) 文献調査

対象事業実施区域及びその周囲における環境の現状について、文献調査を実施する。

地上気象については、対象事業実施区域近傍の大気汚染常時監視局である鴻巣局（鴻巣市役所）及び環境科学国際センター局等の通年データを整理する。

2) 現地調査（現段階で想定される項目（案））

① 大気汚染（気象含む）

i) 現地調査

a. 環境大気

(ア) 調査項目：

二酸化硫黄、窒素酸化物(NO_x (NO , NO_2))、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、重金属類（カドミウム、鉛、水銀）、微小粒子状物質 ($\text{PM}_{2.5}$)、風向・風速、気温・湿度、日射量、放射収支量

(イ) 調査地点：

5地点（対象事業実施区域内1地点及びその周辺の集落付近4地点）

ただし、大気汚染常時監視局（鴻巣局、環境科学国際センター局）の測定データを使用できる地点は当該項目を除くこととし、現地調査は次のとおりとする。

二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、風向・風速：3地点

微小粒子状物質：4地点

塩化水素、ダイオキシン類、重金属類：5地点

気温・湿度、日射量、放射収支量：対象事業実施区域内の1地点

(ウ) 調査回数：4季、各7日間

(エ) 調査方法：

大気質の測定にあつては、次に掲げる項目ごとに示す測定方法若しくはJISに定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法による。

- ・二酸化窒素
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年 環境庁告示38号）に定める測定方法
- ・二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）
大気の汚染に係る環境基準に定める測定方法
- ・窒素酸化物、硫黄酸化物及びその他の大気質に係る有害物質等
大気の汚染に係る環境基準、ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準その他の環境省の告示又は通知に定める測定方法

地上気象の観測にあつては、地上気象観測指針（平成14年 気象庁）その他の気象庁の指針等に定める観測方法による。

現地調査を行う場合は、上記測定方法のほか、次の告示等の定める方法に準拠する。

- ・粉じん
JIS-Z-8814ロウボリウムエアサンプラ及びロウボリウムエアサンプラによる空气中浮遊粉じん測定方法
- ・有害物質
大気汚染防止法施行規則
「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成20年 環境省）
「ダイオキシン類による大気の汚染、水質汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年 環境庁告示58号）

b. 沿道大気

(ア) 調査項目：

窒素酸化物(NO_x (NO , NO_2))、浮遊粒子状物質、浮遊粉じん、風向・風速

(イ) 調査地点：4地点（廃棄物運搬車両又は工事用車両走行ルート沿道民家前等）

(ウ) 調査回数：4季、各7日間

(エ) 調査方法：a. 環境大気と同様

c. 上層気象

(ア) 調査項目：風向・風速、気温

(イ) 調査地点：1地点（対象事業実施区域内）

(ウ) 調査回数：4季、各7日間（1日8回放球）

(エ) 調査方法：

上層気象の観測にあつては、高層気象観測指針（平成16年 気象庁）その他の気象庁の指針等に定める観測方法によることを基本とする。GPSゾンデ等により上空1500mまで観測する。

ii) 結果整理・解析

気象調査については、風向別風速階級別の出現頻度、大気安定度出現頻度等について整理する。大気質調査については、環境基準の達成状況及び年間変動等について整理する。

② 騒音、振動（交通量含む）、低周波音

i) 現地調査

a. 環境騒音、環境振動及び低周波音

(ア)調査項目：

事業実施区域及びその周辺の騒音レベル、低周波音、振動レベル

(イ)調査地点：敷地境界1地点

(ウ)調査回数：年2回（平日・休日）、24時間

(エ)調査方法：

環境騒音、環境振動、低周波音の測定にあつては、次に掲げる項目ごとに示す測定方法若しくはJISに定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法による。

・環境騒音

騒音に係る環境基準について（平成10年 環境庁告示第64号）（以下「騒音に係る環境基準」という。）に定める測定方法

・環境振動

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年 環境庁告示第90号）に定める測定方法

・低周波音

法令等による定めがないため、JISに定める測定方法又はこれと同等程度以上の精度を有する測定方法

なお、低周波音の音圧レベルの測定方法は、低周波音測定用マイクロホンを振動レベル計に接続する方式又は低周波騒音レベル計による。また、周波数分析器は1/3オクターブ分析器を用い、「低周波音の測定に関するマニュアル」（平成12年 環境庁）に定める測定方法に基づき、低周波音の音圧レベル（周波数別値、G特性値）を測定する。

b. 道路交通騒音、道路交通振動（交通量含む）

(ア)調査項目：

主要搬入道路の騒音レベル（A特性）及び振動レベル（Z軸方向）、地盤卓越振動数、交通量

(イ)調査地点：

主要搬入道路4地点（廃棄物運搬車両又は工事用車両走行ルート沿道民家前等）

(ウ)調査回数：年1回、6時～22時時間（平日）

(エ)調査方法：

道路交通騒音、道路交通振動（交通量含む）の測定にあつては、次に掲げる項目ごとに示す測定方法若しくはJISに定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法による。

・道路交通騒音

騒音に係る環境基準に定める測定方法

・道路交通振動

振動規制法施行規則（昭和51年 総理府令第58号）に定める測定方法

・交通量

カウンター法により、3車種（大型、小型、関連車両）の分類で正時10分間値及び1時間値を測定する。なお、地盤卓越振動数は大型車の単独走行を対象として10台程度とする。

ii) 結果整理・解析

騒音レベル・低周波音、振動レベルの現状、環境基準、規制基準等の達成状況及び土地利用状況、地表面の状況、保全対象施設の位置等について整理する。

③ 悪臭

i) 現地調査

(ア) 調査項目：特定悪臭物質22項目、臭気指数、臭気強度

(イ) 調査地点：5地点（環境大気調査地点と同地点）

(ウ) 調査回数：年3回（ゴールデンウィーク（5月）、梅雨（6月）、夏季（8月））

(エ) 調査方法：

特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度の測定にあつては、次に掲げる項目ごとに示す測定方法若しくはJISに定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法による。

・特定悪臭物質濃度

「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年 環境庁告示第9号）に定める測定方法

・臭気指数

「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年 環境庁告示第63号）に定める測定方法又は「埼玉県生活環境保全条例施行規則の規定に基づく悪臭の測定方法等」（平成14年埼玉県告示第604号）に定める測定方法

ii) 結果整理・解析

悪臭の状況、発生源の状況、土地利用の状況、保全対象施設の位置等について整理する。

④ 水質

i) 現地調査

(ア) 調査項目：

一般項目（水温、気温、臭気、色度、濁度、透視度、流量）、生活環境項目（pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）、健康項目（カドミウム等27項目）、ダイオキシン類、土粒子の性状（粒度分布、土壌沈降特性）、底質（有害物質等）

(イ) 調査地点：放流河川1地点（対象事業実施区域からの放流地点直下流1地点）

(ウ) 調査回数：

一般項目、生活環境項目：平常時 年4回（各季1回）

降雨時 年2回、6検体/回

健康項目、ダイオキシン類：年1回（渇水期）

土粒子の性状、底質：年1回

(エ) 調査方法：

水質の測定にあつては、次に掲げる項目ごとに示す測定方法若しくはJISに定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法による。

・公共用水域の水質

水質汚濁に係る環境基準その他環境省の告示又は通知に定める測定方法

・底質

「底質調査方法について」（昭和63年 環水管第127号）その他環境省の告示

又は通知に定める測定方法

現地調査を行う場合は、上記測定方法のほか、次の告示等に定める方法その他の適切な方法を選択する。

・健康項目、生活環境項目

水質汚濁に関する環境基準又は「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定について」（平成5年 環水規第121号）

・ダイオキシン類（底質を含む。）

水質：JIS-K-0312

底質：ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（平成21年 環境省）

・底質

「底質調査方法」

・流量測定等

「水質調査方法について」（昭和46年 環水管第30号）

・土粒子の性状

「試料より採取した懸濁液のSS濃度を経過時間ごとに測定する方法」

ii) 結果整理・解析

水質の現状、環境基準等の達成状況及び土地利用状況、発生源の状況、水利用状況等について整理する。

⑤ 土壌

i) 現地調査

(ア) 調査項目：土壌汚染に係る環境基準項目27項目及びダイオキシン類

(イ) 調査地点：5地点（環境大気調査地点と同地点）

(ウ) 調査回数：年1回

(エ) 調査方法：

土壌の測定にあつては、次の告示に定める測定方法若しくはJISに定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法による。

「土壌の汚染に係る環境基準」

「土壌汚染対策法」

「埼玉県生活環境保全条例」

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準」

ii) 結果整理・解析

土壌汚染の現状、環境基準等の達成状況及び土地利用状況、地歴、発生源の状況等について整理する。

⑥ 植物

i) 現地調査

(ア) 調査項目：植物相、植物群落、重要な種及び生育環境等

(イ) 調査範囲：対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲

(ウ) 調査回数：

植物相（年4回：春季、初夏、夏季、秋季）

植物群落（年1回）

(エ) 調査方法：

現地踏査等による方法。なお、現地で同定ができない場合は、持ち帰り室内で確認を行う。

保全すべき種及び保全すべき群落の状況等の調査については、環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブック掲載種その他の貴重種並びに地域住民その他の人との関わりのある種及び群落に留意し、必要に応じ専門家の助言を受けて保全すべき種及び保全すべき群落を抽出し、現地調査により行う。

ii) 結果整理・解析

植物相の状況及び現存植生の現状、植生自然度及び重要な種・注目すべき群落の分布状況並びに生育環境等について把握する。

⑦ 動物

i) 現地調査

(ア) 調査項目：

哺乳類、鳥類、昆虫類、両生・爬虫類、魚類の生息状況、保全すべき種の状況及び生息環境等

(イ) 調査範囲：事業実施区域及びその周辺約200mの範囲

(ウ) 調査回数：

哺乳類	(年4回：春季、夏季、秋季、冬季)
鳥類	(年5回：春季、夏季、秋季、冬季、繁殖期)
昆虫類	(年5回：早春、春季、初夏、夏季、秋季)
両生・爬虫類	(年4回：繁殖期、春季、夏季、秋季)
魚類	(年2回：春季、秋季)

(エ) 調査方法：

保全すべき種の状況の調査については、環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブック掲載種その他の貴重種及び地域住民その他の人との関わりのある種に留意し、必要に応じ専門家の助言を受けて保全すべき種を抽出し、現地調査により行う。

哺乳類	(フィールドサイン法、トラップ法、任意確認等)
鳥類	(ラインセンサス法、任意観察等)
昆虫類	(任意観察、直接観察(スウィーピング法、ビーティング法等)トラップ法等)
両生・爬虫類	(任意確認法)
魚類	(タモ網等による任意確認)

ii) 結果整理・解析

哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、昆虫類、魚類の生息状況、保全すべき種の状況及び生息環境等について把握する。

⑧ 景観

i) 現地調査

(ア) 調査項目：景観資源、主要な眺望点、主要な眺望景観等

(イ) 調査範囲：対象事業実施区域及びその周辺約1kmの範囲（主要な眺望点は5地点）

(ウ) 調査回数：年2回（着葉期及び落葉期）

(エ) 調査方法：主要な眺望点等からの写真撮影による方法

ii) 結果整理・解析

主要景観地及び主要展望地の分布位置図の作成等により、調査結果を整理する。また、地形図、現地写真等により、景観構成要素や雰囲気の状態、主要景観地の特性、主要展望地点の眺望特性等を把握する。

(4) 予測・評価、環境保全措置の検討

1) 予測

調査等項目を対象に、調査計画書に示した予測手法に基づき、工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用による対象事業実施区域周辺への影響について、定量的又は定性的に予測し、項目ごとに影響の程度と範囲を明らかにする。

2) 環境保全措置の検討

環境影響の予測結果に基づき、対象事業実施区域周辺への環境影響を回避又は低減、代償措置等を実施するために必要な環境保全措置の検討を行う。

3) 評価

環境影響の予測結果をもとに、調査計画書に示した評価の手法に基づき、環境影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているかを、環境保全目標（現況の水準や規制基準等）と照らし合わせて影響の評価を行う。

(5) 環境影響の総合的な評価

予測・評価の結果及び環境保全措置の検討結果をもとに、工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用による対象事業実施区域周辺への影響について、総合的に評価する。

(6) 事後調査計画の策定

工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用後の実際の環境影響について把握するため、事後調査の計画内容について検討する。

(7) 環境影響評価準備書等の作成

上記までの内容をとりまとめ、環境影響評価準備書、要約版、資料編及びリーフレットを作成する。

3.2.2 事前協議（県環境部局）

埼玉県環境部局と環境影響評価準備書等の内容に関する事前協議を行う。

3.2.3 住民説明会への対応

(1) 説明会の対応

1) 説明会資料の作成

住民説明会に使用する資料の作成を行う。

2) 説明会への出席

住民説明会に出席し、準備書の内容に関する技術的支援を行う。なお、住民説明会は鴻巣市・行田市・北本市及び加須市を対象として行うことを想定する。

3) 説明会開催結果の報告書作成

説明会の開催結果概要について、要点を整理する。

(2) 住民意見への対応

1) 住民意見の整理

住民説明会及び縦覧後(2週間以内)において、住民から提示された意見の整理を行う。

2) 事業者見解の作成

住民意見に対する事業者見解を作成する。

3.2.4 環境影響評価技術審議会(知事意見)への対応

(1) 審議会への対応

1) 審議会資料の作成

審議会に使用する資料の作成を行う。

2) 審議会への出席

審議会に出席し、準備書の内容に関する技術的支援を行う。なお、審査会は3回を想定する。

3) 審議会結果の報告書作成

審査会の結果概要について、要点を整理する。

3.3 環境影響評価書手続き

3.3.1 知事意見への対応

(1) 知事意見の整理

技術審議会から提示された知事意見の整理を行う。

(2) 事業者見解の作成

知事意見に対する事業者見解を作成する。

3.3.2 環境影響評価書等の作成

(1) 協議調整(県環境部局)

関係住民及び知事意見等に対する事業者見解に関する県環境部局との協議・調整を行う。なお、県協議は1回を想定する。

(2) 環境影響評価書等の作成

これらの協議結果を踏まえ、準備書の補足・修正を行い、環境影響評価書及び要約版、資料編を作成する。

3.4 打合せ・協議(発注者)

打合せ・協議(準備書～評価書)は、初回、中間3回、納品時の計5回実施する。

第4章 業務工程

現時点で想定される本業務の工程は、表4-1に示すとおりである。

第5章 提出成果物

提出成果物は、以下の内容と部数とする。

・調査計画書	180部（県100部、事業者控え80部）
・調査計画書（改訂版）	50部
・同リーフレット	1,800部
・準備書	150部（県70部、4市各5部、事業者控え60部）
・同上要約版	200部（県70部、4市各5部、事業者控え110部）
・同上資料編	150部（県70部、4市各5部、事業者控え60部）
・同リーフレット	3,000部
・評価書	150部（県70部、4市各5部、事業者控え60部）
・同上要約版	270部（県70部、4市各5部、事業者控え180部）
・同上資料編	150部（県70部、4市各5部、事業者控え60部）

以上